

## 令和3年度第1回大和市青少年問題協議会（書面開催） 次第

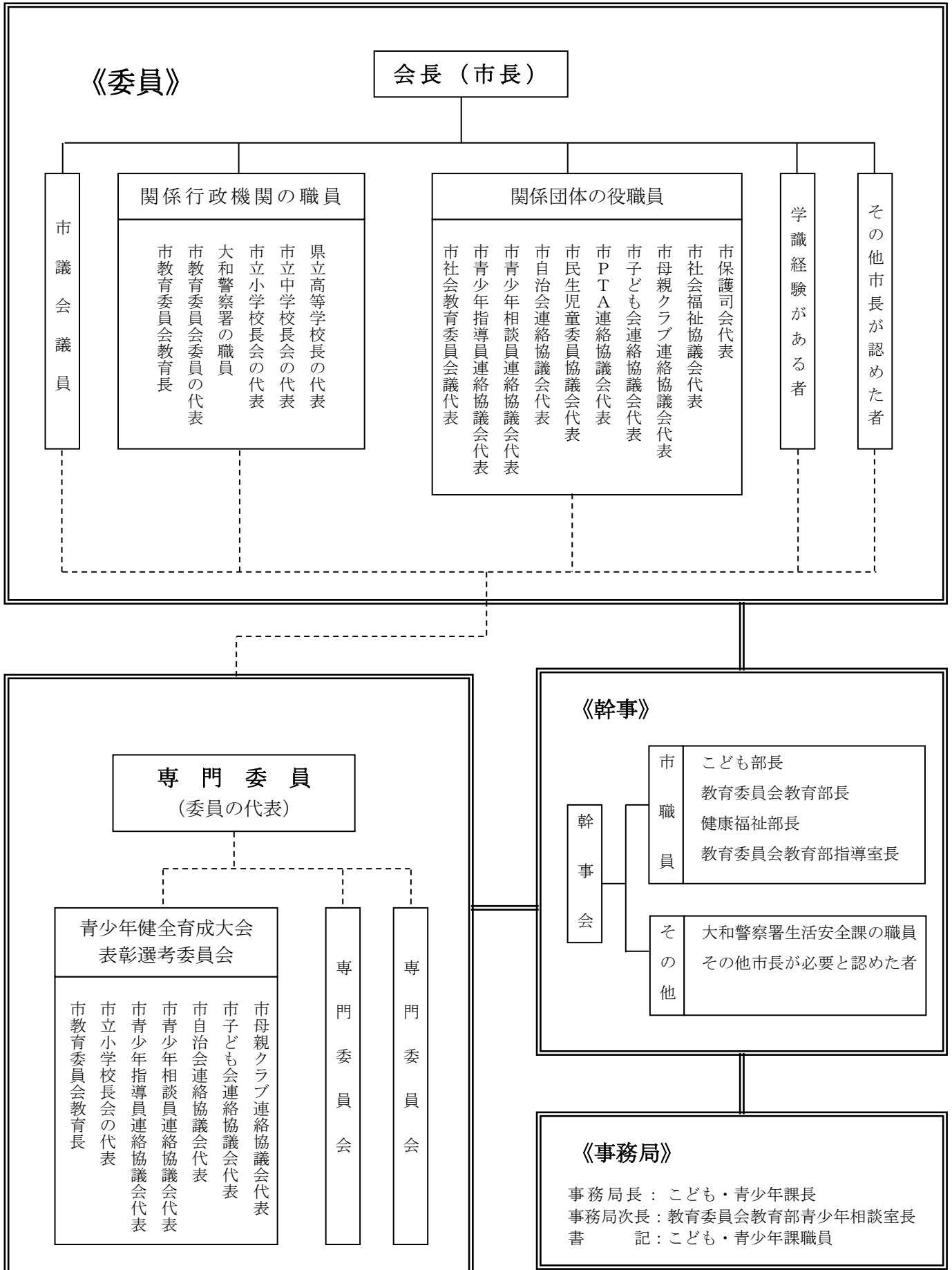
### ○ 議 題

- (1) 青少年問題に関する現状報告について 【資料1-1、1-2】
- (2) 令和3年度の主な青少年育成事業について 【資料2-1、2-2】
- (3) 第49回大和市青少年健全育成大会について 【資料3】
- (4) 神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補者について 【資料4】※

○ 各議題について、別紙 意見書の各項目にご意見を記載のうえ、6月28日（月）までに郵送等により、事務局あてにご提出ください。

※ 議題（4）について、神奈川県から本協議会会長あての依頼文書が6月下旬となることから、資料は昨年度のものを参考に提示しています。神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補者については、依頼文書を受領次第、事務局より関係団体に推薦依頼をいたします。

# 大和市青少年問題協議会組織図



## 令和 2 年度 大和市青少年相談室の青少年相談・街頭補導状況

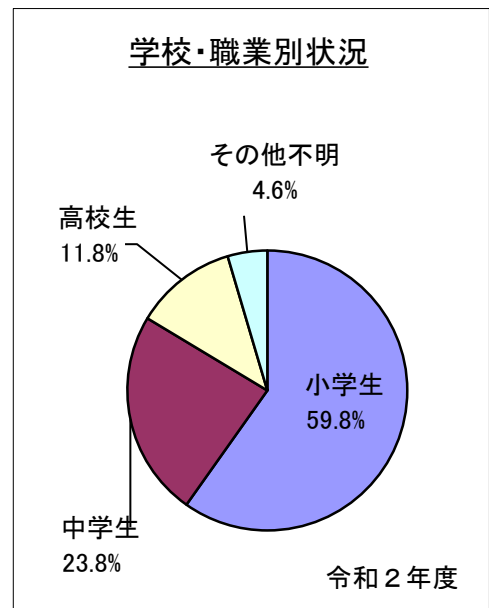
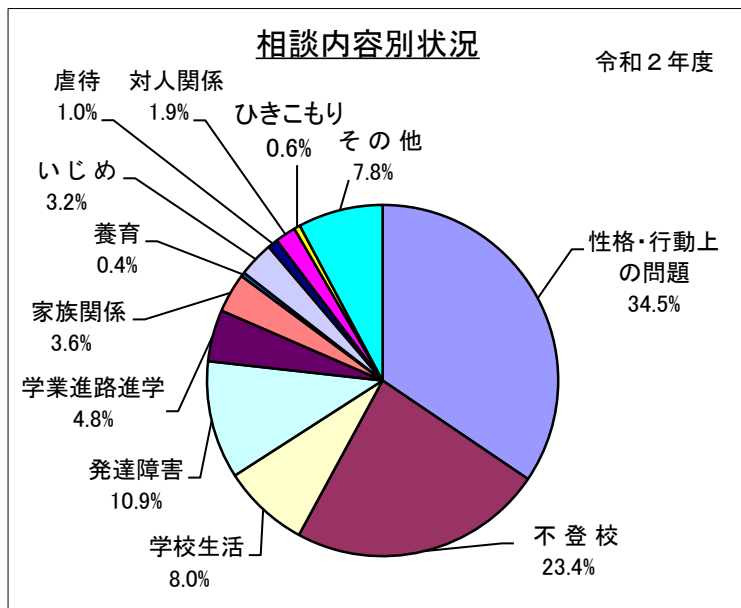
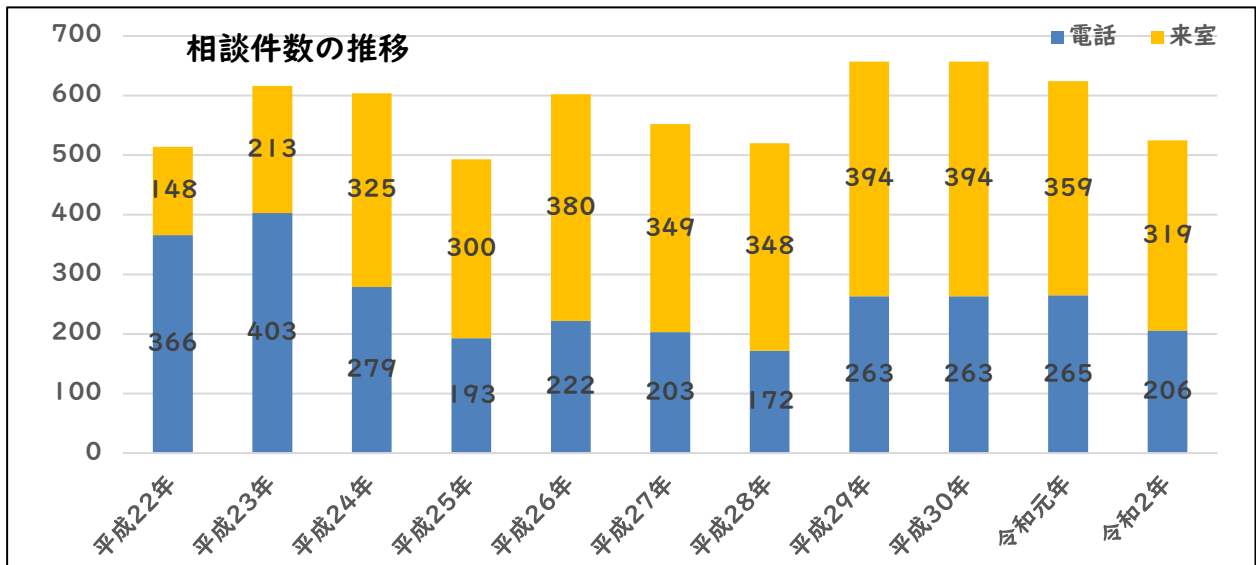
### 1. 青少年相談（電話・来室）

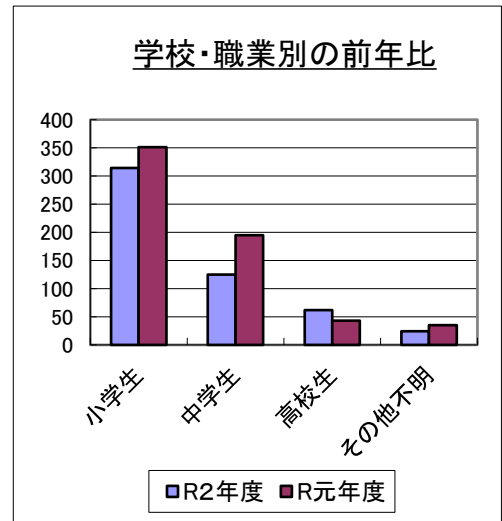
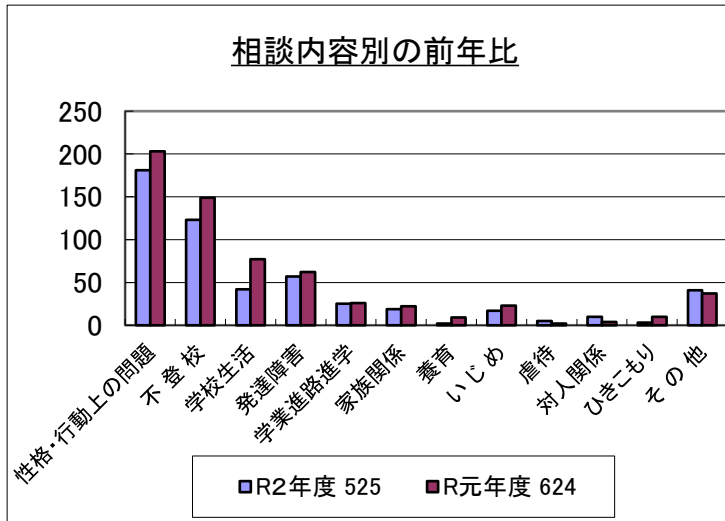
青少年自身の悩み、青少年が起こす問題行動に悩む保護者などからの相談を受け、その問題解決を援助しています。

令和 2 年度に受理した相談件数は、電話件数 206 件、来室相談 319 件、合計 525 件で前年度より 99 件減少しております。これは、新型コロナウイルスによる休業期間があったため、その期間中の相談ができなくなったためです。

相談内容の状況をみると、「性格・行動上の問題 181 件（34.5%）」「不登校 123 件（23.4%）」、「学校生活 42 件（8.0%）」、が全相談件数の約 6 割以上を占めており、学校・職業別では、「小学生 314 件（59.8%）」、「中学生 125 件（23.8%）」となっています。

また、小学校では「性格行動上の問題」が、中学校では「不登校」の相談が最も多くなっています。



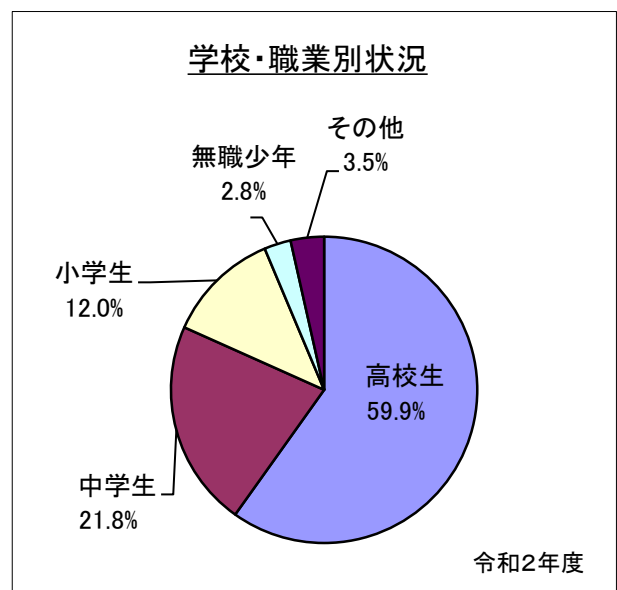
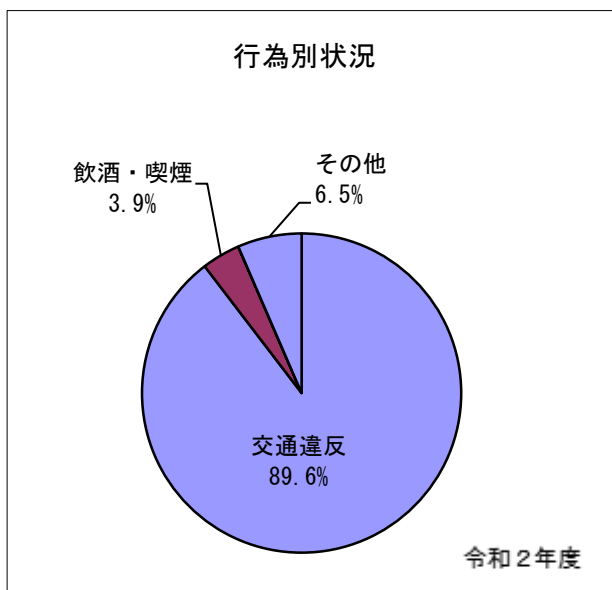


## 2. 街頭補導活動

早期発見・早期指導により青少年の非行を未然に防止するため、青少年相談員と職員（専門街頭指導員）とが協力して、駅周辺や公園・ゲームセンター等非行の行われやすい場所を随時巡回し街頭補導活動を行っています。また、「大和市民まつり」「大和阿波おどり」や地域の祭礼などには、特別街頭補導も行っていますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染防止のため中止となっております。

令和2年度の街頭補導件数は154件で前年度228件に比べ74件減少しています。

行為別状況をみると「暴走行為等交通違反」が138件で89.6%を占めています。特に自転車の二人乗り、無灯火車両の運転、スマートフォン・携帯電話を操作しながら運転をする小中学生が多くなっており、積極的な声かけを行っています。また、前年度に比べて飲酒・喫煙の件数が令和元年度19件から令和2年度6件と13件減少しました。さらに、「遊技場出入」が令和元年度0件から令和2年度も0件となっておりますが、引き続き、子どもたちが集まりそうな公園・コンビニエンスストア、ゲームセンター等を中心に夜間も含めてパトロールを行っています。



## 資料 「刑法犯認知状況及び少年非行の概要等（令和3年4月末）」

- 1 大和警察署管内 刑法犯認知状況（令和3年4月末）
  - ・ 刑法犯認知状況については 452 件であり、前年に比べ 3 件増加している。  
窃盗犯が 354 件で前年に比べ 1 件増加し、窃盗犯が刑法犯全体の約 78.3 % を占めている。
  - ・ 知能犯が 36 件で、前年に比べて 12 件増加している。  
知能犯の内、詐欺が 34 件で、前年に比べて 12 件増加している。  
詐欺の内、振り込め詐欺については 20 件で、前年に比べ 4 件減少している。
  - ・ 侵入盗の認知状況については 51 件で、前年に比べ 18 件増加している。  
空き巣は 8 件で前年比増減なしであるが、忍び込みが 26 件（前年比 10 件増加）、倉庫荒しが 7 件（前年比 7 件増加）している。
  - ・ 非侵入盗の認知状況については 303 件であり、前年に比べ 17 件減少している。  
オートバイ盗は 7 件（前年比 21 件減少）、自転車盗は 78 件（前年比 37 件減少）、車上ねらいは 30 件（前年比 10 件増加）、部品ねらいは 41 件（前年比 19 件増加）、万引きは 60 件（前年比 13 件増加）しており、オートバイ盗と自転車盗が減少しているのに比べ、車上ねらい、部品ねらい、万引きが増加している。
- 2 大和警察署管内 少年非行の概要（令和3年4月末）
  - ・ 少年非行の検挙状況については 10 人で前年に比べ 7 人減少している。  
粗暴犯が 5 人、窃盗犯が 4 人、その他の刑法犯 1 人となっており、一番多いのが傷害の 5 人である。
  - ・ 大和警察署管内の少年非行の特徴や傾向として、刑法犯検挙被疑者の約 8.1 % が少年であり、窃盗犯検挙被疑者の約 6.1 % が少年である。
  - ・ 前年に比べて、粗暴犯が増加し窃盗犯が減少している。
  - ・ 補導状況については、187 人（前年比 13 人増加）で、深夜はいかいの 66 人が一番多く、次いで喫煙の 55 人が多い。
  - ・ 迷惑行為が 48 人と大幅に増加している。
  - ・ 少年非行の検挙状況と補導状況は年々減少している傾向にある。

上記数値にあつては暫定値になります。

## 令和 3 年度の主な青少年育成事業について

令和 3 年 6 月 1 5 日現在

**【青少年健全育成都市宣言推進事業】** 家庭、学校、地域社会が相互の連絡を密にし、市民総ぐるみで青少年の健全育成を図ります。

内 容	対 象
<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年の指導育成及び矯正に関する総合的施策に必要な事項を調査審議するため、青少年問題協議会を開催します。(6月29日(書面開催)、9月下旬)</li> <li>・クリーンキャンペーンと合同で街頭キャンペーンを実施します。(11月27日) ※</li> </ul>	市民
<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府が定める11月の子ども・若者育成支援強化月間に合わせて青少年健全育成大会を開催し、善行者表彰等を行います。(11月20日) ※</li> </ul>	

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から内容が変更になる場合があります。

**【児童館管理運営事業】** 子どもに健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにします。

内 容	対 象
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内22館を子ども児童の居場所とする。指定管理者制度により地域に密着した管理・運営を行います。(通年(ただし月曜日と年末年始、その他市が必要と認めた日を除く))</li> <li>・深見中児童館について、空調改修工事及び太陽光発電設置工事のため、令和3年8月末から令和4年2月中旬まで休館。</li> </ul>	6歳以上16歳未満 (6歳未満は要付添い人同伴)

**【放課後児童クラブ事業】** 保護者の就労や疾病等により放課後等に家庭において健全な育成を受けられない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

内 容	対 象
<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後、小学校の教室を借りるなどして児童を預かります。各校に支援員2名以上を配置します。</li> <li>・公営17クラブと民営委託2クラブ、民営補助6クラブにより実施します。(通年(ただし日曜日、祝日、年末年始を除く))</li> </ul>	学童保育を必要とする児童

**【青少年キャンプ施設管理運営事業】** 青少年が野外での活動を通して自然と親しみ、親子のふれあいを深める場所を提供します。

内 容	対 象
<ul style="list-style-type: none"> <li>・泉の森ふれあいキャンプ場を管理・運営し、青少年団体等に提供します。(3月～11月の毎日と12月～2月の土・日曜日、祝日(ただし、年末年始は除く))</li> </ul> <p>※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当面の間、休場。</p>	青少年団体、青少年を含む家族等

**【青少年センター運営事業】** 青少年健全育成の立場から、青少年・青少年団体へ施設を提供します。

内 容	対 象
<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年健全育成活動の拠点として、青少年センターを運営します。(通年(ただし第3月曜日、年末年始を除く))</li> </ul>	青少年、青少年育成活動関係者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年センターまつりを開催し、中高生ボランティアの活動機会を提供します。(12月(予定))</li> </ul> <p>※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催内容について検討中。</p>	青少年

**【青少年センター施設維持管理事務】** 施設を適正に維持管理します。

内 容	対 象
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の保守点検、補修を実施します。(通年)</li> </ul>	

**【やまと成人式開催事業】** 自ら成人の日のイベントを企画運営する青少年をサポートします。

内 容	対 象
・新成人等で組織する実行委員会に成人の日の式典等の企画・運営・実施を委託します。 (令和4年1月10日)	平成13年4月2日から平成14年4月1日の間に生まれた人

**【親子ふれあい推進事業】** 親子のふれあいや子どもと地域住民の交流を深めます。

内 容	対 象
・市内15地区でのふれあい広場の開催。(主に10月～11月) ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止。	市民
・親子ナイトウォークラリーの開催。 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止。	18歳未満の子どもとその保護者等

**【緑野青空子ども広場管理運営事業】** 多世代間交流や遊びを通して、子どもの社会性や人間性を育みます。

内 容	対 象
・広場を地域との協働事業として管理運営します。(通年)	地域住民

**【青少年育成事業】** 大和ユースクラブの活動を通して、若者の健全育成と能力開発を図ります。

内 容	対 象
・青少年社会・自然体験推進事業を大和ユースクラブに委託・実施します。ユースクラブのジュニア・シニアクラブ、わくわく冒険隊では、学校や学年にとらわれず、多くの仲間と様々な体験をする場を提供します。ユースボランティアでは、ボランティア活動ができるよう知識技能を習得する場を提供します。(通年)	わくわく冒険隊は小学5・6年生、ジュニアシニアは中学・高校生、ユースボランティアは青年

**【青少年指導者育成支援事業】** 青少年健全育成を進める団体の活動を支援するとともに、青少年指導者、青少年ボランティアの育成を進めます。

内 容	対 象
・地域活動の実践者となる青少年指導員を依頼し、支援を行います。(通年)	青少年指導員
・青少年指導員連絡協議会、子ども会連絡協議会、母親クラブ連絡協議会の事業及び運営を補助します。(通年)	各連絡協議会

**【大和市家庭・地域教育活性化会議支援事業】** 地域の連帯感を高め、地域ぐるみの青少年健全育成活動を推進する家庭・地域教育活性化会議を支援します。

内 容	対 象
・各地域が主体となり組織づくりや運営を行い、各種団体との連携を図りながら、青少年の健全育成を推進します。各種団体及び地区代表からなる推進委員会との連絡調整を行います。(推進委員会は年4回予定(活動回数は地区ごとで異なる))	9地区の家庭・地域教育活性化会議、3地区の地域青少年健全育成会

**【こども体験事業】** 様々な体験を通し、豊かな感性やリーダーシップ等を育み、主体的に活動できる青少年を育成します。

内 容	対 象
・夏休み期間、東日本大震災被災地で2泊3日の研修を実施 ・事後研修を重ね、活動成果については、青少年健全育成大会で発表 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止。	小学5・6年生、中学生

# 青少年相談室

## 基本方針

### 基本的な姿勢

☆人間尊重：一人ひとりを尊重する。

年齢・性別・経済力・障がい・宗教・政治信条・人種・国籍などにかかわらず、かけがえのない存在としてとらえる。

☆人間の持っている可能性に焦点を当てる。

(相談員は、問題解決の代行者ではない)

(1)誰もが問題解決力を持っている。

顕在的および潜在的な可能性に焦点を当てる。

相談員の力量を発揮し、人の有する可能性に鋭敏であること。

(2)可能性を発揮することにより、さらに力を高めていく。

相談員の目標は、問題解決だけではなく、人がいかに生きていく力をつけていくかというところにある。

◇子どもの利益を最優先する。

◇一人ひとりの子どもの価値を尊重する。

◇子どもをはじめとして、他者との関係は対等であり、パートナーとして関わる。

◇問題点よりも可能性に焦点を当てる。

◇常に子どもを取り巻く環境を視野に入れ、それらの間にあって調整や仲介、連携役を担う。

### 相談の柱

○子どもを主体とした相談。

あくまでも子どもの利益を最優先に考えた関わりを行っていく。

○学校問題を生活問題として捉える。

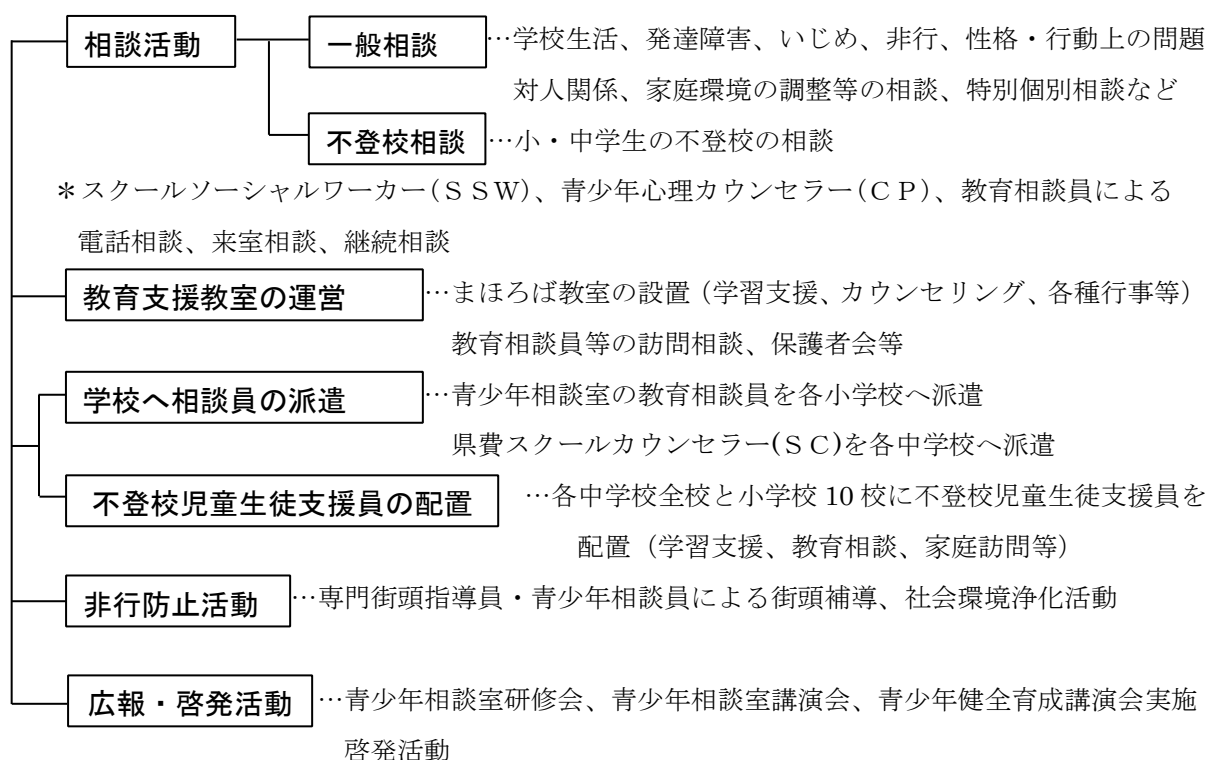
いじめ・不登校・非行などはあくまで表出した課題でしかすぎないという観点に立ち、その背景を明らかにし、子どもの本当の困り感に手を差し伸べられる支援は何であるのかを常に考えながら行う。

○子どもの未来の可能性を切り拓く。

「人」「環境」「人と環境」の相互作用の3つの視点からアプローチを試み、子どもに具体的に還元できる支援は何であるのかを考えながら行う。



## 事業体系図



## I 相談活動

◇場所：大和市民活動拠点ベテルギウス内

◇TEL：青少年相談室 260-5036 教育支援教室(まほろば) 260-5032

◇FAX：263-6955 ◇E-mail：ky\_souda@city.yamato.lg.jp

(1)電話相談・来室相談(月曜日～金曜日 9:30～16:30)

青少年自身あるいは青少年の問題行動に悩む保護者や学校の先生の相談を受け、本人や保護者等に対して支援を行います。さまざまな相談に対し、S S W・C P・教育相談員などが対応します。

電話相談での助言だけでは課題の解消が難しい場合は、来室されての面接相談で対応します。

- 一般相談 [専用ダイヤル]
  - ◇私の♥(こころ)相談電話 TEL260-5040…子どもが自分や友達のことと相談する電話です。
  - ◇親と子の相談電話 TEL261-7830…親が子どものことと相談する電話です。
  - ◇いじめ110番フリーダイヤル TEL0120-874255  
…いじめを受けている自分のこと、いじめられている友達のこと等を相談する電話です。
  - ◇いじめ相談「話してeメール」  
…いじめを受けている自分のこと、いじめられている友達のこと等を相談するメールです。
- 不登校相談 [専用ダイヤル]
  - ◇不登校相談電話 TEL260-5034…親や子どもが不登校のことと相談する電話です。

## 令和3年度 事業計画

## 1. 青少年相談・街頭補導事業

(1) 相談活動 : 青少年、保護者、教職員等よりの相談に応じ、解決に向けて支援する。			
項目	内容	対象	実施月等
① 電話・メール・来室相談	青少年やその保護者が悩んでいる問題（いじめや不登校など）について相談を受け、その課題解消に向けた支援（カウンセリングや関係機関との調整など）を行う。	原則として市内在住の青少年、保護者、及び教職員	年間 (月曜～金曜)
② 継続相談	受理された相談のうち、長期的に相談を受ける必要が認められたケースについては、相談者との話し合いのうえ、継続した支援（カウンセリングや関係機関との調整など）を行う。		年間 (月曜～金曜)
③ 訪問相談	来室による相談が困難なケースについては、保護者の了解のもと家庭訪問による相談を行う。		年間 (月曜～金曜)
④ 小学校への相談員の派遣	青少年相談室から小学校に相談員を派遣し、専門相談員の指導助言のもと、児童やその保護者が悩んでいる問題（いじめや不登校など）の課題解消に向けた支援を行う。	小学校(19校)	年間 (週1回～2回)
⑤ 専門相談員の派遣	専門職としてスクールソーシャルワーカー3名、心理カウンセラー3名を配置して、スクールソーシャルワーカーは、関係機関（学校・福祉・医療など）との環境調整が必要なケースを担当し、心理カウンセラーは、学校内だけでは解決が困難な相談に対して、青少年へのカウンセリングやその保護者への助言・援助を行う。	原則として市内在住の青少年、保護者、及び教職員	年間 (月曜～金曜)
※県費 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣	スクールカウンセラーを各中学校、スクールソーシャルワーカーを3校の中学校へ派遣し、生徒のカウンセリングや環境調整などを担当し、保護者、教職員への助言・援助を行う。	スクールカウンセラー 中学校(9校)  スクールソーシャルワーカー 中学校(3校)	年 35 回

## ※【電話相談】

- 『私のこころの相談電話』（こどもが自分や友達のことでも相談する電話）  
『親と子の相談電話』（親がこどものことでも相談する電話）  
『不登校相談電話』（親や子どもが不登校のことでも相談する電話）  
『いじめ110番フリーダイヤル』（いじめを受けている自分のこと、友だちのことなどを相談する電話）  
メール相談『話してeメール』

(2) 街頭補導・社会環境浄化活動 : 青少年相談員（40名）とともに街頭補導や社会環境浄化活動を行い青少年の非行防止・健全育成に努める。			
項目	内容	対象	実施月等
① 巡回街頭補導	警察OBである専門街頭指導員（2名）が、駅前や公園、ゲームセンターなどを毎日巡回し、青少年の問題行動の早期発見・指導にあたる。	市内行政区域内の青少年	年間 (月曜～金曜)
② 地区街頭補導	青少年の非行防止のため、専門街頭指導員や市が委嘱している青少年相談員(40名)が市内を4地区に分けて月2回巡回し、指導、声かけを行う。	市内各地域	年間 (各地区月2回)
③ 特別街頭補導	大和市民まつり・大和阿波おどり・地域の祭礼・中学校卒業式等にあわせて実施する。	市内各地域	年間
④ 環境浄化活動	青少年に有害な立て看板やチラシの撤去を関係機関と連携し実施する。	市内全域	7・9・11月 (7月は新型コロナウイルス感染症対策の為に中止)
⑤ 社会環境実態調査	市内のインターネットカフェ・まんが喫茶、古書店、複合店・映像ソフト、ゲーム取扱店の実態調査を行い、県に報告するとともに、改善を促す。	市内全域	7月～8月

## 2. 不登校児童生徒援助事業

(1) 教育支援教室 : 不登校児童・生徒個々のニーズに応じた支援や集団適応力の育成を通して学校復帰を目指す。			
項目	内容	対象	実施月等
① まほろば教室	不登校児童・生徒に対する教科指導や体験学習、カウンセリング等、個々の状況に応じた支援を行う。	市内小・中学校在籍の児童・生徒	年間 (月曜～金曜)

(2) 不登校支援の活動 : 不登校でひきこもりがちな児童・生徒への訪問指導、その保護者への講話・特別相談などを実施して支援を図る。			
項目	内容	対象	実施月等
① 不登校児童生徒支援員の配置	児童生徒が学校生活を有意義に過ごせるように学習支援、教育相談や家庭訪問による登校支援を行う。	中学校(9校) 小学校(10校)	年間 175日 1日5時間
② 医療相談員による個別相談	メンタルクリニック医師等による不登校、引きこもり、発達障がい(疑い)等の個別面談を行う。	市内在住の青少年、保護者、教職員	年4回
③ 不登校を考える保護者会	講話や情報交換により、保護者への支援や児童・生徒への関わり方を考える。 講師: 大和市教育委員会特別相談員小見裕子氏	保護者	年4回

## 3. その他の事業

(1) 講演会・研修会等 : 教職員、不登校生徒支援員、青少年相談員の資質向上と保護者・学校との連携強化。			
項目	内容	対象	実施月等
① 教職員向け研修会	・緊急の対応が必要なケースや他機関との連携が必要なケースなど関係機関、青少年相談室相談員などとケースワークや協議を通して、実際の支援について学ぶ。	教職員	4月 6月 11月 1月
	・ケースに関わる課題に対して、学校での対応とそのアセスメントと環境調整や要支援者へのアプローチなどスクールソーシャルワーカーの連携支援の実際を学ぶ。		7月 8月
	・不登校児童・生徒、行動に課題がある子どもたちの心理的背景とその支援についてどうアセスメントが行われるのか臨床心理士より学ぶ。		
② 中学校教育相談コーディネーターと青少年相談員の情報交換会	中学校進学に向けての情報交換会を行う。	教職員	3月
③ 不登校児童生徒支援員研修会	不登校児童生徒支援員の資質の向上を目指し、より効果的な活動につなげるための研修会を行う。	不登校児童生徒支援員	4月 10月
④ 通室児童・生徒の担任と青少年相談室職員との懇談会	教育支援教室に通室している児童・生徒の学級担任と相談室職員との情報交換を行う。	小・中学校の担任	年3回
⑤ 青少年相談員研修会	青少年相談員の資質の向上と、より効果的な補導活動をつなげるために研修会を行う。	青少年相談員	年2回 (6月・11月)
⑥ 青少年相談員視察研修会	関係機関の実情を把握し、青少年相談員の見識を高めるために視察研修を行う。	青少年相談員	年1回

(2) 関係機関との連携 : 児童・生徒、青少年のさまざまな問題に対応するために、関係機関と情報交換等、密接な連携を図る。			
項目	内容	対象	実施月等
① 公立中学校との情報交換会	青少年相談員・相談室職員が中学校を訪問し、現状や学内の状況について意見交換をする。	公立中学校	年2回
② 情報交換・事例検討会	児童・生徒、青少年のさまざまな問題に対応するため、情報交換や緊密な連携、効果的な支援を図ることを目的に実施する。  生徒指導連絡協議会 児童・生徒指導連絡協議会 学校・警察連絡協議会 要保護児童地域対策協議会 業務連絡会 (中央児童相談所) " (家庭こども相談係) " (指導室)	小・中学校 大和警察署 中央児童相談所 家庭こども相談係 大和保健事務所	年間

(3) 啓発・広報活動 : 広報紙や講演会等により、青少年相談室の業務紹介や青少年健全育成気運の高揚を図る。			
項目	内容	対象	実施月等
① 青少年健全育成講演会	青少年の健全育成に対する理解や市民への啓発、家庭、学校、地域との連携を目的に実施する。 講師：精神科専門委 ペガサスサイコセラピールーム 鈴木 泰代氏 「子どもの発達と健康～子どもの心に寄り添うために～」	市民・PTA・関係機関	新型コロナウイルス感染症対策の為に中止
② 街頭キャンペーン	薬物乱用防止等、関係機関主催の街頭キャンペーンに参加する。	一般市民	不定期
③ 「大和市民まつり」への出店	ケータイ、スマホの安全な使い方等の啓発イベントを実施し、子どもたちにアンケートを取り、今後の啓発活動に役立てる。	一般市民	11月実施予定
④ 広報紙「YAMATO VOICE」	市民、学校、関係機関へ青少年相談室の業務や事業の紹介をするなどの広報活動をする。	市民・学校・関係機関	年1回発行
⑤ 相談員だより「そよかぜ」発行	PR活動を継続することで地域・学校との連携を図る。	学校・関係団体	年1回発行
⑥ 相談室リーフレット配布	青少年相談室の業務の紹介などをより多くの児童、生徒及びその保護者に青少年相談室という相談機関を知ってもらうためにリーフレットを配布する。	市内市立小・中学校の児童・生徒とその保護者	年1回 (全校配布)

## 第49回大和市青少年健全育成大会の開催について（案）

### 趣 旨

近年、我が国ではグローバリズムや情報化の進展等により、青少年を取り巻く環境が大きく変化しています。また、青少年に関する諸問題や犯罪は、依然として深刻な状況が続いています。青少年がこのような環境の変化に適応しながらたくましく育つことを支援し、また、非行やいじめの問題、児童虐待など子どもが被害者となる事態を回避すべく青少年を見守ることは、親や大人の大きな役割であり、社会の重要な課題でもあります。そのため、国は毎年11月を、「子ども・若者育成支援強調月間」とし、青少年育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施しています。

本市は「明るくたくましい青少年が育つ都市」の都市宣言を行い、家庭・学校・地域社会がそれぞれの立場において青少年の健全育成に努力を重ねて参りました。しかしながら、青少年を取りまく環境は、国と同様まだまだ十分な状況にあるとは言えません。

そこで、「子ども・若者育成支援強調月間」に合わせ、市民各層を主体とした多様な青少年育成活動の推進を喚起するとともに、市民総ぐるみの運動として効果的な推進を図ることを目的として、本大会を開催します。

主 催 大和市青少年問題協議会  
大和市・大和市教育委員会

後 援	大和市社会教育委員会議 大和市社会福祉協議会 大和市立小学校校長会 大和市立中学校校長会 大和市PTA連絡協議会 大和市自治会連絡協議会 大和・綾瀬保護司会	大和市民生委員児童委員協議会 大和市青少年指導員連絡協議会 大和市青少年相談員連絡協議会 大和市子ども会連絡協議会 大和市母親クラブ連絡協議会 一般社団法人大和青年会議所 (順不同)
-----	--	---

日 程 令和3年11月20日（土）予定

会 場 検討中

### ○ 開催内容について

現在、新型コロナウイルス感染症における終息の見込みが立たない状況であることから、今年度の大和市青少年健全育成大会（以下、健全育成大会）における開催手法等については次の内容を考慮して検討してまいります。

例年、健全育成大会では、①表彰（(1)青少年善行ほう賞者、(2)青少年育成活動推進者、(3)青少年健全育成作文集掲載者）及び②こども体験事業発表会を実施しております。

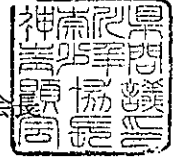
今年度につきましては、こども体験事業（7月）の中止により、こども体験事業発表会については中止となります。



令和2年6月17日

大和市青少年問題協議会会長 殿

神奈川県青少年問題協議会会



令和2年度神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補者の推薦について（依頼）

本協議会の運営につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の表彰について、別添表彰要綱及び実施細目に基づき実施します。

ついては、貴会から3名の表彰候補者を御推薦いただき、別添実施細目に定める「神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補者推薦書」により、8月31日（月）までに神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課へ御提出くださるようお願いします。

なお、表彰式は、令和3年2月21日（日）に県立青少年センター紅葉坂ホールで実施する予定としていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により中止することも考えられますことを申し添えます。

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部  
青少年課調整グループ 宿本

電話(045)210-1111 内線 3837

ファクシミリ(045)210-8841

電子メール fm0214.4y8@pref.kanagawa.lg.jp

# 大和市青少年健全育成施策

宣 言 都 市

明るくたくましい青少年が育つ都市

大 和 市

# 明るくたくましい青少年が育つ都市

---

大和市のあすをにない、友愛にみちた住みよい社会を築くのは青少年である。

青少年が自己の行動に自覚と責任を持ち、心身ともに明るくたくましく成長することは、すべての市民の願いである。

この願いを実現するため、青少年自らの努力を期待するとともに、家庭、学校をはじめ地域社会が一体となり、市民の総力をあげて青少年育成の施策を推進することを決意し、ここに大和市を「明るくたくましい青少年が育つ都市」とすることを宣言する。

昭和57年4月1日

大 和 市

---



# 青少年行政基本方針

現代の社会環境の変化は、青少年の意識と行動に大きな影響を与え、青少年問題の内容や課題にも大きな変化を与えてきました。

青少年は、総じて自己中心で社会への関心や自立心に欠けるといった指摘がしばしばなされてきましたが、本市では各種各様の青少年育成活動を展開し、地域における青少年活動の活性化のために、青少年指導者の育成や「ふれあい広場」の開催など「人づくり」・「場づくり」に積極的に取り組んでまいりました。

しかしながら、21世紀を迎えた現代社会では、めまぐるしく変化している社会情勢に主体的に対応できる資質を備え、意欲と活力に満ちた青少年を育成することが求められています。そのため、次代を担う青少年の健全育成施策は、青少年の保護・育成のみとしてとらえるのではなく、家庭や地域の教育機能を高めることにより、青少年に社会における役割を自覚させ、自ら考えて行動できる力を身につけさせ、「生きぬく力」・「ともに生きる心」を持たせるために、次の方向に進めていく必要があります。

- 保護育成から自立の促進へ  
(青少年自らが自立し、青少年が主体となって活動を作り出し、継続して活動できる環境を整備していくことです。)
- 物・量中心から心・質中心へ  
(物や量では満たされない精神的充実や達成感など、人々との連帯や心のふれあいを重視する活動を推進することです。)
- 地域コミュニティの再構築  
(人々が豊かにふれあい助け合う地域をつくり出すために、家庭と地域の教育機能の再構築と、家庭・学校・地域等が連携した新しい地域コミュニティの創造、さらに子どもたちのために住みよい地域社会づくりを推進していくことです。)
- 行政依存から民間が主体となる活動の展開へ  
(多様なニーズや地域の特性に対応した青少年育成活動は、市民や民間団体が主体となることが望ましいものです。)

これらの方向に進もうとするとき、青少年自身や青少年育成活動にたずさわる人々、関係団体及び行政は、同様の問題意識のもとに足並みをそろえ、それぞれが役割を分担し、かつ一体となり総合的な活動を推進していくことが不可欠となります。

このような基本的な考え方に立って、青少年が多様な価値観に対応しつつ、地域社会の中で英知とたくましさに富んだ「市民」として、また自己の未来を自ら切り開いていくことのできる「自立した人間」として成長していくことを願って、諸条件の整備を積極的に推進し、家庭・学校・地域等における青少年のための各種活動を支援してまいります。

さらに、ここに「青少年行政基本方針」の具現化のために推進目標を掲示し、より有効な施策の展開を図ってまいります。

#### 推 進 目 標

- ともに進める育成活動を推進する。
- 活動を支える環境づくりを推進する。

#### ○ ともに進める育成活動を推進する。

社会環境が急速に変化する中で、青少年対策の総合的な取組みを推進していきます。

家庭における教育機能の低下が心配されている中で、子どもの成長や人間形成に及ぼす親の影響は大きく、親が子どもの発育段階に応じた親子のふれあいを積極的に行なう必要があります。

また、地域コミュニティにおいても、地域の連帯感が弱くなり、青少年と地域の結びつきが希薄になってきています。地域の中での青少年活動は人間が社会生活を営むうえで重要であり、地域の教育機能の充実が必要なので、現在、地域における青少年の仲間づくり、世代間の交流、青少年の社会参加などの活動が実施されていますが、さらに、地域連帯による青少年を育てる環境づくりを推進するとともに、青少年が人・自然・文化とふれあう機会の充実を図ることにより、青少年自ら活動を支援し、社会参加への動機づくりに努めてまいります。

#### ○ 活動を支える環境づくりを推進する。

多様化する青少年活動に対応するため、青少年育成団体活動への支援及び地域活動の主体をなす青少年育成者・指導者の一層の養成と指導者の有効活用を図るとともに、青少年の活動や育成の場の整備充実に努めます。

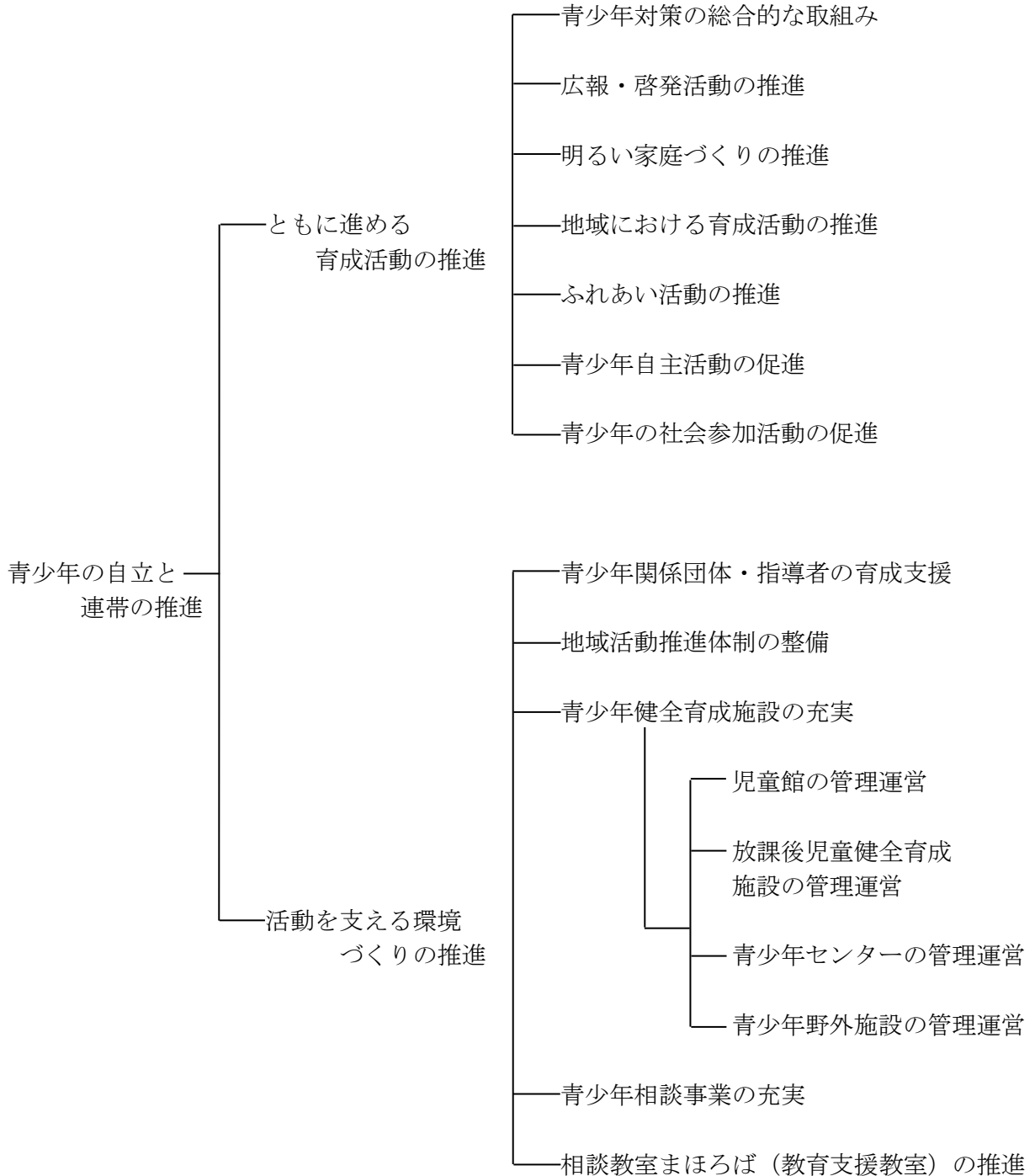
また、青少年の問題行動の早期発見と適切な対応に心がけ、青少年の心がすこやかに育つための支援に努めます。

# 青少年健全育成施策体系

<方針>

<推進目標>

<施策の展開>



## 施策の重点目標

### ○ 青少年団体活動の促進

青少年の地域活動や社会参加を促進するため、子ども会を始めとする青少年団体への支援等、整備充実を促進します。

### ○ 青少年指導員活動の推進

自治会、子ども会連絡協議会、母親クラブ等の青少年関係団体と連携をとりながら、地域ぐるみで青少年を育成する実践的な活動を推進します。

### ○ 地域活動の促進と組織の充実

地域指導者を養成し、地域組織の充実を図り、地域ぐるみで青少年の社会参加の意欲を高める活動と、そのための環境条件の整備を推進します。

### ○ 青少年健全育成施設の充実

青少年が「人」や「自然」にふれあい、自立心を養い、仲間づくり、連帯感を深めるために、ふれあいキャンプ施設の充実・有効活用を推進します。

### ○ 相談・補導業務の推進

青少年がかかえる多様な問題について適切な対応に心がけ、心の支援に努めます。

### ○ 広報・啓発活動の推進

明るい家庭づくりや青少年の社会参加活動に対する関心を高め、その促進を図るための広報・啓発活動を推進します。また、健全育成施策について市民により分かりやすく理解してもらうための啓発活動に努めます。

## 大和市青少年問題協議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）により設置した大和市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

**第2条** 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 本市議会議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の役職員
- (4) 学識経験がある者
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

**第3条** 前条に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第4条** 協議会に会長及び副会長を置き、会長は市長をもって充て、副会長は委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

**第6条** 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、第2条に規定する委員のうちから会長が任命する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

**第7条** 協議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の所属する機関の職員及び本市職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事項について、委員及び専門委員を補佐する。

(意見等の聴取)

**第8条** 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

**第9条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

**第10条** 協議会の庶務は、青少年問題主管課において処理する。

(委任)

**第11条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、昭和38年11月15日から適用する。

**附 則** (昭和40年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年11月15日から適用する。ただし、第9条の改正規定は、昭和40年7月1日から適用する。

**附 則** (昭和41年規則第3号)

この規則は、昭和41年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和42年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

**附 則** (昭和42年規則第11号)

この規則は、昭和42年7月1日から施行する。

**附 則** (昭和43年規則第12号)

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和46年規則第33号)

この規則は、昭和46年7月1日から施行する。

**附 則** (昭和48年規則第29号)

この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

**附 則** (昭和50年規則第40号)

この規則は、昭和50年10月1日から施行する。

**附 則** (昭和53年規則第38号)

この規則は、昭和53年7月1日から施行する。

**附 則** (昭和58年規則第22号抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和58年7月1日から施行する。

**附 則** (昭和60年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成元年規則第53号)

この規則は、平成元年10月1日から施行する。

**附 則** (平成8年規則第4号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年3月31日規則第8号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 大和市青少年問題協議会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、大和市青少年問題協議会規則（昭和38年大和市規則第14号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、大和市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 規則第2条第1号から第5号までに規定する委員は、次の者とする。

- ① 市議会議員
- ② 関係行政機関の職員
  - ア 市教育委員会教育長
  - イ 市教育委員会委員の代表
  - ウ 神奈川県大和警察署の職員
  - エ 市立小学校長の代表
  - オ 市立中学校長の代表
  - カ 県立高等学校長の代表
- ③ 関係団体の役職員
  - ア 市社会教育委員会議代表
  - イ 市青少年指導員連絡協議会代表
  - ウ 市青少年相談員連絡協議会代表
  - エ 市自治会連絡協議会代表
  - オ 市民生児童委員協議会代表
  - カ 市PTA連絡協議会代表
  - キ 市子ども会連絡協議会代表
  - ク 市母親クラブ連絡協議会代表
  - ケ 市社会福祉協議会代表
  - コ 市保護司会代表
- ④ 学識経験がある者
- ⑤ その他市長が必要と認めた者

(幹事)

第3条 規則第7条第2項に規定する幹事は、次の者とする。

- ① 市職員
  - ア こども部長
  - イ 教育委員会教育部長
  - ウ 健康福祉部長
  - エ 指導室長
- ② その他の幹事
  - ア 神奈川県大和警察署生活安全課の職員
  - イ その他市長が必要と認めた者

(事務局)

第4条 規則10条に規定する事務局は、こども・青少年課及び青少年相談室で構成し、主管はこども・青少年課に置く。

第5条 事務局には事務局長及び事務局次長、書記を置き、事務局長にはこども・青少年課長を、事務局次長には青少年相談室長を、書記にはこども・青少年課職員をもって充てる。

- 2 事務局長は、会長の命を受けて局務を掌理する。
- 3 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- 4 書記は、事務局長の命を受けて庶務に従事する。

附 則  
この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

附 則  
この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日より施行する。

附 則  
この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

附 則  
この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

附 則  
この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日より施行する。

附 則  
この要領は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附 則  
この要領は、平成 19 年 10 月 1 日より施行する。

附 則  
この要領は、平成 20 年 6 月 1 日より施行する。

附 則  
この要領は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

附 則  
この要領は、平成 24 年 10 月 9 日より施行する。

附 則  
この要領は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附 則  
この要領は、平成 27 年 10 月 1 日より施行する。